

議会運営委員会

令和4年2月4日
委員会室

1 開 会

2 第86回臨時会の運営等について

(1) 第86回臨時会の日程等について

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る第86回臨時会の対応について

3 その他

第86回臨時会の日程等について

記

1 上程議案とその取扱い

議案等	件名	2月8日(火)		
		午前10時 本会議	午前10時20分 予算 常任委員会	午後4時 本会議
議案 第1号	令和3年度西脇市一般会計補正 予算(第10号)	提案説明 質疑 委員会付託	委員会審査	委員長報告 ～ 採決
報告 第1号	損害賠償の額の決定に係る専決 処分の報告について	諸報告	※3月定例会で調査	
西監報 第1号	例月出納検査の結果について (報告)			
西監報 第2号	例月出納検査の結果について (報告)			

2 日程及び会期

(1) 日程

2月8日(火) 午前9時30分から 議員協議会
 午前10時00分から 本会議
 午前10時20分から 予算常任委員会
 午後3時 討論通告締切
 午後4時00分から 本会議(再開)

※審議等の状況により、時間が遅れる場合があります。

(2) 会期

2月8日(火)の1日限り

3 会議録署名議員

7番 高瀬 弘行 議員 9番 村岡 栄紀 議員

第86回市議会臨時会提出議案の概要

◆議案第1号 令和3年度西脇市一般会計補正予算（第10号）

- ・新型コロナウイルス感染症対応に係る補正 1,223千円
 - (1) 出産応援特別給付金事業
 - (2) もち麦振興支援事業
 - (3) 小中学校要・準要保護就学援助事業
 - (4) 額の確定による減額

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 18,400千円
- ・保育士等処遇改善臨時特例事業 4,331千円
- ・上記のほか、所要の補正 7,000千円

第 86 回市議会臨時会提出議案

(R 4. 2. 4 告示)

議案等	議案名	内 容	提案説明者
議案第 1 号	令和 3 年度西脇市一般会計補正予算 (第 10 号)	新型コロナウイルス感染症対応に係る所要の補正	副市長
報告第 1 号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づく報告	-

第 86 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容	
一般会計(第10号)	22,554,806	30,954	22,585,760	出産応援特別給付金事業	3,500
				保育士等处遇改善臨時特例事業	4,331
				新型コロナウイルスワクチン接種事業	18,400
				農業振興施設管理事業	7,000
				もち麦振興支援事業	1,560
				商店街ポイントシール発行支援事業	△ 8,302
				新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業	△ 6,746
				感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(小学校費)	△ 3,500
				小学校要・準要保護就学援助事業	10,160
				感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(中学校費)	△ 2,000
				中学校要・準要保護就学援助事業	6,551
				合 計	30,954
				(財源内訳)	
				特定財源	17,789
一般財源所要額	13,165				

新型コロナウイルス感染症に係る第86回臨時会の対応について

1 本会議

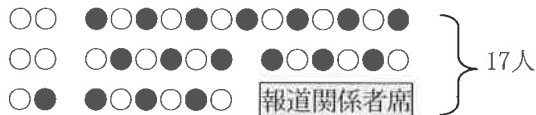
(1) 出席者

本会議第1日…特別職、議案提出部長・議事担当

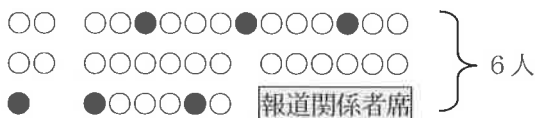
(2) 傍聴

緊急事態宣言下においては、自粛の要請をする。それ以外の場合にあっては、次のとおりとする。

ア 北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が3人未満



イ 同3人以上5人未満



ウ 同5人以上又は住民の感染が判明した場合

自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）

(3) 委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問

- ・通常どおり実施
- ・演壇及び質問席での発言時であっても原則マスクを着用する。

(4) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度超の場合は欠席願う。）
- ・入退場の際、アルコールによる手指消毒
- ・議場及び傍聴席は、必要な換気ができており、念のため休憩時に扉を開け換気を行う。（エアコン稼働時→全熱換気、エアコン停止時→自動換気又は全熱換気）
- ・うがい、手洗いの励行
- ・議場内は必ずマスクを着用

2 各委員会

(1) 出席者 各委員会委員、理事者（特別職、説明員、議事担当）

(2) 傍聴（予算常任委員会を除く。）

緊急事態宣言下においては、自粛の要請をする。それ以外の場合にあっては、次のとおりとする。ただし、会期外の取扱いは、次のアの範囲内で委員長が決定する。

ア 北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が3人未満

(ア) 市民傍聴は5人

(イ) 議員傍聴は8人

イ 同3人以上5人未満

(ア) 市民傍聴は3人

(イ) 議員傍聴は不可（議員控室で確認願う。）

ウ 同5人以上又は住民の感染が判明した場合

(ア) 市民傍聴は自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）

(イ) 議員傍聴は不可（議員控室で確認願う。）

(3) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度超の場合は欠席願う。）
- ・入退室の際、アルコールによる手指消毒
- ・委員会室等も必要な換気ができており、念のため休憩時に窓及び扉を開け換気を行う。（エアコン稼働時→全熱換気、エアコン停止時→自動換気又は全熱換気）
- ・うがい、手洗いの励行
- ・室内は必ずマスクを着用

※住民の感染が発生した場合、感染状況によっては、あらためて議会運営委員会を開催し対応を検討